

平成 21 年度

特別委員会調査研究結果報告書

議員定数検討特別委員会

平成 21 年 12 月

豊田市議会

目 次

1 設置の経過	1
2 調査研究事項	1
3 委員会開催状況と内容	3
議員定数検討特別委員会における検討スケジュール	4
4 調査と意見集約	6
1) 視察調査	6
2) 市民意見	8
3) 委員意見	13
5 調査研究結果	16
6 おわりに	19

< 添付資料 >

I 議員定数に関する法令と合併時の取決め	20
II 中核市市議会の議員定数に関する資料	29

平成21年12月16日

豊田市議会議長

八木 哲也 様

議員定数検討特別委員会

委員長 中根 大

議員定数検討特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、平成21年6月29日の本会議において設置されて以来、本市に適正な議員定数の調査研究を行い、下記のとおり調査結果をまとめた。

その結果について報告する。

記

1 設置の経過

(1) 平成21年6月29日の本会議において設置され、次の11名が委員に選出された。

梅村憲夫、大村義則、岡田耕一、小島政直、清水俊雅、清水元久
杉浦弘高、中根 大、松井正衛、湯本芳平、吉野博子

(2) 同日開催の委員会において、委員長に中根大、副委員長に湯本芳平を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「本市に適正な議員定数を調査研究する」を踏まえ、平成17年の市町村合併後の新豊田市の適正議員数について、議会・議員の役割及び責務を今一度検証し、そのうえで適正な議員数及び選挙区制の必要性について、調査研究を行った。

- (1) 議会や議員の役割・責務をどのように考えるか
- (2) 議員定数を検討する上でどんな点を考慮し、議員数は何名程度にすべきか
- (3) 選挙区を設けることは必要か

《調査研究にあたっての確認事項》

議員定数は、地方自治法で人口に応じた取り決めがある。平成14年までは、人口に応じて定数が決められていた（法定数）。そして、特別な理由があれば、条例で減少できることとされていた（減少条例）。

平成15年以降は、人口に応じて定められた定数を超えない範囲（上限範囲）で、それぞれの市町村が条例（定数条例）を定めることとされ、現在も、法に定められた上限数の範囲内〔豊田市は46人〕で、自ら定めることとされている。

合併特例により、現在の議員数は47人であるが、平成23年4月の一般選挙では、合併特例法の規定は適用されない。現在の議員定数は、合併前の平成14年に制定されたものであり、合併特例後の豊田市の議員定数をどうするかを、今後決めていく必要がある。

① 豊田市の議員数

- 合併前に定めた豊田市の条例定数……………40人
- 合併による特例で、平成23年4月29日まで……………47人
- 地方自治法による豊田市の上限数〔人口30万～50万〕……………46人

◎参考：現在の議員定数条例

○豊田市議会議員定数条例		平成14年9月30日 条例第36号
豊田市議会の議員の定数は、40人とする。		
附 則 (施行期日)		
1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。 (豊田市議会の議員の定数を減少する条例の廃止)		
2 豊田市議会の議員の定数を減少する条例(昭和53年条例第39号)は、廃止する。		

② 合併による議員数

	豊田市	藤岡町	小原村	足助町	下山村	旭町	稻武町	合計
合併前議員数	40	16	12	16	12	12	10	118
定数特例の各選挙区定数	40	2	1	1	1	1	1	47

③ 豊田市の議員数の変遷

	人口 (10月1日)	法定数	議員数 (定数)		人口 (10月1日)	法定数	議員数 (定数)
昭和38年	57,356	30人	30人	昭和62年	316,524	48人	40人(☆)
昭和42年	149,747	36人	36人	平成11年	349,202	48人	40人(☆)
昭和46年	206,615	40人	40人	平成15年	357,826	46人(上限数)	40人(★)
昭和54年	274,202	44人	40人(☆)	平成17年	412,141	46人(上限数)	47人(★)

※ ☆:昭和54年～平成11年までは、「議員数を減少する条例」を適用 ★:平成15年は定数条例、平成17年は合併特例による議員数

④ 豊田市の面積と人口



3 委員会開催状況と内容

	期　日	内　容
1	平成 21 年 6月 29 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長互選
2	7月 13 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数検討にあたっての確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ①法令と合併時の取決め、②平成 14 年の検討状況、 ③中核市議会の状況 ・今後の進め方 ・行政視察先と日程
3	7月 31 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・視察先の状況の事前確認 ・意見聴取の進め方
	8月 4 日(火) 5 日(水)	行政視察 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県上越市（議員定数の検討経緯とその後） ・富山県富山市（議員定数の検討経緯とその後）
4	8月 12 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察に関する意見交換 ・今後の広報広聴活動 <ul style="list-style-type: none"> ①今後の進め方、②講演・シンポジウム ③議会だより臨時号
5	9月 11 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催概要の確認 ・各種団体との意見交換会の進め方の確認
	9月 20 日(土)	議員定数に関するシンポジウム <p style="text-align: center;">第1部 基調講演 「住民意思の反映と議会の役割」 講師：野村稔氏</p> <p style="text-align: center;">第2部 シンポジウム 「議会の活性化と議員の役割・責務」</p>
	9月 25 日(金)	豊田商工会議所との意見交換会
	9月 25 日(金)	連合愛知豊田地域協議会との意見交換会
	9月 28 日(月)	豊田青年会議所との意見交換会
6	9月 30 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムについての意見交換 ・各種団体との意見交換会の進め方確認 ・議会だより（9月定例会号）の記事の確認
	10月 2 日(金)	商工会（藤岡、小原、足助、下山、旭、稻武）との意見交換会
	10月 5 日(月)	区長会との意見交換会
	10月 19 日(月)	J A あいち豊田との意見交換会
7	10月 23 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体との意見交換会についての意見交換 ・市民からの意見聴取状況 ・今後の進め方
8	11月 6 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員定数と選挙区制についての協議
9	11月 24 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員定数と選挙区制についての協議 ・調査研究結果報告書について
10	11月 30 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員定数と選挙区制についての協議 ・調査研究結果報告書について
11	12月 15 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な議員定数と選挙区制についての協議 ・調査研究結果報告書について
12	12月 16 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果報告書について

●議員定数検討特別委員会における検討の流れ

		6月	7月	8月
議会日程	12 29 6月定例会			
特別委員会開催日	①29	②13 ③31	4~5	④12
内 容		法令確認／他市調査	視察	市議会だより
特別委員会の設置 正副委員長互選	★			
進め方の確認 意見聴取の進め方 広報広聴の進め方		★ ★		★
法令、取決めの確認 法令（地方自治法、公職選挙法等） 平成17年合併協議会の取決め 平成14年議員定数に関する検討状況				
他市町村の状況 確認・研究 中核市の状況確認、研究 先進地の視察			«視察» 上越市 富山市	
議会だより 臨時号 議会情報の周知 ●合併後の議員定数 ●講演会等の開催				準備・確認
9月定例会号 意見募集情報 ●議会・議員の役割 ●特別委員会の調査状況 ●市民意見募集内容				
12月定例会号 報告 ●条例概要 ●協議経過				
議会ホームページ 市議会だより 意見募集 協議経過・結果				
議会コーナー 議会情報・意見募集情報 協議経過				
ひまわり ネットワーク シンポジウムの録画放映				
週間地域ジャーナル 記者へのインタビュー				
FMラヴィート 「市議会の扉」 8月・11月 議会の仕組み 9月 決算 10月・12月 議員定数				★ 議会仕組み
講演会 基調講演 シンポジウム				実施案作成 出演者依頼 協議
各種団体意見聴取 商工会議所、商工会、区長会 JAあいち豊田、青年会議所、 連合愛知豊田地域協議会				依頼
市民意見募集 9月定例会号、 議会ホームページ等で募集				
議員定数条例 に関する協議 適切な議員定数について 選挙区の必要性について				
まとめ 報告書作成 全員協議会報告				

9月		10月		11月		12月	
4 ⑤11	← 9月定例会 → 29 ⑥30		⑦23	⑧6	⑨24 ⑩30	27 11月臨時会 4 ← 12月定例会 → 21 ⑪15⑫16	
シンポジウム準備	講演会/団体意見聴取	市民意見募集	協議		報告書作成		
議会だより 発行 9/1							
		準備・確認 → 議会だより 発行 10/15					
						準備・確認 → 議会だより 発行 1/15	
■ 臨時号掲載		■ 9月定例会号掲載	■ 協議経過			■ 協議結果	
■ 臨時号掲載		■ 9月定例会号掲	■ 協議経過			■ 協議結果	
		■ シンポジウム録画放映 毎週土・日曜日(全9回) 9:00~10:30					
		週間地域ジャーナル放映 23日・24日・25日 1日3回(15分) [23日は1回]					
	★ 決算		★ 議員定数 22・25		★ 議会仕組み 26・29		★ 議員定数 24・27
打合せ、準備 講演会 シンポジウム							
打合せ、準	→ 団体との意見交換会						
	準備、協議	市民意見募集			委員協議		
						報告書作成	★ 委員長報告・全員協議会報告

4 調査と意見集約

1) 観察調査

■ 新潟県上越市議会

人口：約 207,000 人、面積：973.32 km²

当初予算総額：1,797 億円、議会費：5 億 5,703 万円

平成 17 年 1 月、周辺 6 町 7 村を編入合併する

議員数…法定上限:38 人、合併前上越市の定数:30 人、合併特例定数:48 人

《検討結果》

議員定数を 32 名とし、市内 1 選挙区で実施〔次回：平成 24 年 4 月より〕

〔理由〕

- ・上越市の将来人口は 20 万人を下回ることが予想されるため、地方自治法で定める人口 10~20 万人未満の議員数の上限 34 人を基本に考える
- ・市民アンケート調査の結果のとおり、定数削減を望む市民の意向を十分に踏まえ、さらに 2 人削減した 32 人が適当と判断した
- ・これは、市民の多様な意見の代弁者としての責務を遂行し、議決機関としての機能を十分に果たせる人数である
- ・選挙方法は、検討委員会で意見集約されたとおり、公職選挙法の趣旨を踏まえ、選挙区を設けないで全市 1 区で行う

《検討経緯》

- ・議員定数に関する検討委員会の設置〔H20 年 6 月～21 年 4 月:15 回開催〕
- ・議員定数に関する意見を聞く会〔市内 8 会場で開催、220 人参加〕
- ・検討委員会の答申：定数は 34 人と 32 人の両論併記、1 選挙区
- ・市民アンケート：2,000 人(有効回答数の約 6 割以上の市民が 32 人)
- ・平成 21 年 9 月市議会定例会において議員定数条例を一部改正

《参考となる点》

- ・市民からの広聴方法
- ・しっかりと手順を踏んだ
検討方法



■ 富山県富山市議会

人口：約 417,000 人、面積：1,241.85 km²

当初予算総額：3,213 億円、議会費：7 億 8,154 万円

平成 17 年 4 月、周辺 4 町 2 村を編入合併する

議員数…法定上限：46 人、合併前富山市の定数：46 人、合併特例定数：48 人



《検討結果》

議員定数を 42 名とし、市内 2 選挙区（旧富山市と合併地域）で実施済

【平成 21 年 4 月 19 日執行の一般選挙】

〔理由〕

- ・議員 1 人あたりの人口を 1 万人とする基準で議員定数を定めた
- ・議員定数削減の一般的反論として、「議員数が少なければ住民の意思が市政に十分に反映しにくくなる」「行政への監視機能が低下する」などの意見に対しては、一人ひとりの議員が果たすべき使命を認識し、それぞれが議会活動を活性化させ、その責務にふさわしい働きをすることにより、こうした懸念は払拭される
- ・約 1,242km² という非常に広大な市域面積を有していること。また市民から「大選挙区制になった場合、旧町村部の民意が反映されにくくなるのではないか」という懸念の声も数多く聞かれる
- ・地域ごとの住民の意思を市政に反映させ、その上で、市全体の一体感の醸成を達成するための段階的措置として、必要最小限の選挙区を設けるべきと考えた

《検討経緯》

- ・議員定数等問題懇談会の設置〔H19 年 6 月～20 年 2 月：5 回開催〕
- ・懇談会は、意見を集約するものでも、結論を出すものでもない。全会派の意見を聞き、この後の本会議の場で議論がなされるものである旨を確認
- ・検討結果に対する市民や各種団体の声…特になし（調査等は未実施）
- ・H20 年 3 月定例会において、自由民主党、民生クラブ、公明党、倫誠の代表者から提出され、記名投票により原案が可決される

《参考となる点》

- ・選挙区制をとりいれた経緯と考え方、及びその結果
- ・議論の過程の透明性と市民意見の収集の必要性



2) 市民意見

(1) 徴収状況

- ① シンポジウムによるアンケート〔9/20 豊田産業文化センター：85件〕
- ② 各種団体との意見交換会〔9/25～10/19、市内5会場：6団体〕
- ③ 市民意見募集〔10/14～30：519件〕
- ④ その他〔匿名等：24件、期限後に届いた意見：94件、会派による意見聴取〕
【※別紙資料に市民意見の詳細を掲載】

(2) 主な市民意見【上記①～④から抜粋】

«議会や議員の責務・役割»

- ・ 議会は市政の最高決議機関であり、議員は市民の代表であり、市民の声を市政に反映する責務・役割がある
- ・ 市政のチェック（行政に関する監視役）
- ・ 政策判断、政策提言
- ・ 地方分権により国県から移譲される様々な仕事への対応
- ・ 議員活動で知りえた市政情報を、市民や地域に報告すること
- ・ 豊田市全体の課題を考え、どうすれば良いか提案でき、実行、効果のだせる人
- ・ 地域の実情や課題、また地域住民の声を迅速かつ適切に把握して、市政に反映していくためのパイプ役として、大きな役割を担っている
- ・ 地域の将来を考えていく上での核であり、求心力である
- ・ 地域の事ではなく、豊田市全体の課題に対してどうすべきかを考え、豊田市の発展に政策を議論する場が議会である
- ・ 愛知県、日本全体も視野に入れて、大きな視点から豊田市のデザインを作れる人
- ・ 執行部との共働
- ・ 議員の最も重要な仕事は立法である。もっと立法行為を重視してほしい
- ・ 全市域を均等に、くまなく目配りをしなければならない（地域の小さな点まで見る）
- ・ 年々変化する地域住民の声（意見、要望）を市政に反映すること
- ・ 住民の相談にのる
- ・ 市民の目線と行政の目線の両方をもつことが必要
- ・ 団体自治と住民自治をつなぐことが議会や議員の役割
- ・ 若者が定住できるように時代を見通した事業の推進
- ・ 国、県とのパイプ役
- ・ 豊田市の課題を公正・公平に判断して対策、優先順位を決め、愚直にまじめに一生懸命に取り組むという使命
- ・ 高い見識とバランス感覚が必要
- ・ 各々の得意分野について、深く議論する場
- ・ 市民の人が納得するような、また市が継続して発展するような税金の使途を決める
- ・ 地域に密着し、人々が実際に困っていること、思っていることを議会を通じて伝達、解決するのが仕事
- ・ 市民生活のルールを作る。修正する
- ・ 市民の利益と権利が守られているかの確認

《議員定数について》

① 46人とすべき

- ・ 定数を少なくすれば、市民や地域の声が届けられなくなる
- ・ 民意は多様化しており、これに対応するためにも46人とすべき
- ・ 議会は住民の意思を反映して、住民にとって住み良い市政を進めるよう決定する機関である。そのためには議員数は多いほうが良いため
- ・ 都市と農山村の共生を考えると、農山村からも議員が出せる現状のままでよい
- ・ 合併による成熟度がまだ低いため、とりあえず現状維持し、段階的に減らす
- ・ 合併協議会により47名が最適との結果と理解している。合併協議会の意見を尊重するべき
- ・ 0.5%しか予算を占めていないことを考えれば、減らすことなく、上限の46人
- ・ 広域合併した市であることを尊重する。現状維持でよい
- ・ 市政は教育や福祉、環境など幅が広いので、それぞれに専門の議員が数名いたほうが、よりよい議論ができ、よい案ができると思うので、それほど人数を減らすべきではない
- ・ 定数を下げることは組織票を有していない新しい候補者の参入を阻害する要因であると思う
- ・ 議員数の削減することにより、中山間地域が限界集落へと加速していくことが懸念される
- ・ 市民の声の代弁者として、地方自治法を具現化する議員になってもらえるならば、減らすべきではない
- ・ 百年に一度の経済危機の最中にあると言われる時こそ、多くの議員で問題を解決すべき
- ・ 1人でも多くの議員がきめ細かな活動により、安心・安全な地域づくりに頑張ってほしい
- ・ 議員報酬の削減も必要ですが、議員が多いといろいろな案が出てくることもあり、また考え方方が違うことにより偏らずに議案等の監査が行われるので、46人以上が必要

② 40人とすべき

- ・ 大切な税金を扱う議会は効率化して当然。民間企業は効率化できなければ倒産する
- ・ 意見調整効率が低くなる
- ・ 地域会議メンバーや区長会と議員を連携させるべき。区長や地域会議のメンバーは市民の声を伝えていることを考えると40人以下でやれるはず。議員報酬は税金
- ・ 旧町村の代表者を出せる体制をつくる必要は感じる。議員定数は40人で十分
- ・ 合併による効果の一つである議員定数削減をやらないのは、市民感覚として理解できない
- ・ 納税者としては、議員がフルタイム&能力全開で働いてほしいと思っている
- ・ 市議会議員は地域代表ではなく、市全体の代表として考えるならば、40人でよい
- ・ 役割の明確化をし、効率化を図ることが大切
- ・ 税収も激減している中、少数精銳で徹底した効率化で議会も運営するべき
- ・ 議員は量より質であるべきだと思う
- ・ 現在の条例が40人ならば40人でよい
- ・ この不況下で国会議員でも削減の話があるように、業務の削減、効率化を考えれば、10%ぐらいは可能ではないか

③ その他

- ・ 検討するうえで必要なことは、市民が納得する公平性と明確な理由
- ・ 定数ありきでなく、「どのような仕事があるから何名必要」と考えるべき
- ・ 旧市内と距離の離れた合併地域の成り立ちを考慮すべき
- ・ 市域面積や行政需要の多寡についても配慮すべき
- ・ 合併地域と旧市内でとの行政水準や住民意識の格差はまだあり、今しばらくは現状のままにすべき
- ・ 地方分権を行うためには、1万人に1人が必要。43人が望ましい
- ・ 例えは定数を半分にして、議員報酬を1.5倍に引き上げる。数ではなく、質のレベルアップが必要である
- ・ 地域十いろいろな団体を考慮して、43人
- ・ それぞれの地区の一人ひとりの声が反映されるような議員数が必要。何人とはいえない
- ・ 合併地域に対する配慮と一票の重みのバランスを考える
- ・ 地域に格差が生じない、公共サービスが低下しないことを前提として考えるべき
- ・ 地域、世代、産業等、住民意思の吸い上げの仕組みを精査するなど、総合的に判断すべき
- ・ あまり多すぎることには反対だが、委員会等を運営していくために必要十分な人数は確保すべき
- ・ 有識者会議を設けることで、議員を削減してはどうか
- ・ 逆に議員の側から何名必要だという意見を聞きたい。無理な人数では意味がない
- ・ 他の自治体と同等くらいの定数が良い。一票は平等でないといけないと思う
- ・ 30人で十分。民間を見習うべき。47人も役員がいる会社はいない
- ・ もっとシンポジウムや関係団体に対するヒアリングを増やし、具体的な議員定数の議論をしてほしい
- ・ 何名が良いかは、選挙で審判を求めるべき
- ・ 議員数は市民の意見をしっかり吸い上げられる人数であればよいと思う。増えるのであれば、給料を減らすことを考えてほしい（TOTALで同じにする）
- ・ 現状の地方自治法の上限数に拘ることなく、議員自らが定数削減を行い、行財政改革の範を示してほしい
- ・ 中学校区から各1名の、26名でよい
- ・ 小学校区から各1名でよい
- ・ 議員は市全体を考えて行動できる人が望ましく、20人程度でよい
- ・ 95人ぐらいにして、徐々に減らしていくべき
- ・ 合併特例の継続は無理か
- ・ 地域の代表は市議会議員という考え方古いかかもしれないが、合併地域には不可欠である。旧豊田市を33名、合併地域を7名の合計40名を提案する
- ・ 一番困っている人をどうするかが大事、弱い人が納得するようにすべき
- ・ 持続可能な都市を目指すべきである。急な結論を出すとうつぶんがたまるので、出すべきではない

《選挙区制について》

① 全市を一選挙区とし、選挙区制を設けるべきでない

- ・ 豊田市はひとつであるという意義、一体感が必要
- ・ 地域の問題を地域の問題として捉えず、豊田市全体の問題としてつかむためにも必要なし
- ・ 地域をフォローする仕組みをつくればよい
- ・ いつまでも旧市内、合併地域を区別して考えるべきではない。合併したメリットを最大限に活かすためには、一つの豊田市として考えなければならなく、地域は自治区にまかせて、議員は豊田市をどうしていくのかを考えてほしいので、選挙区を設けるべきではない
- ・ 何のために合併したのかを振り返るべき。そもそも選挙区を設けることは合併の意義に反すると思う
- ・ 議員は職域とか地域を代表するものではない。一つの選挙区でないと、職域ぐるみ、地域ぐるみの選挙が行われる恐れがあり、自治組織等が利用されるような選挙はすべきでない
- ・ 合併地域の民意の反映は大事であるが、それと選挙区を設けることは別問題であり、それは政策の問題であると思う。山間部の問題も全議員で考えればよい
- ・ 選挙区制が絡むと、市政全般よりも前に自らの選挙区のことを優先して思考してしまう危険をはらんてしまうから
- ・ 議員は地域の代表ではなく、市全体の代表である。選挙区を設けることは、地域代表を出すが色が強い（議員の地域意識を高めるだけ）
- ・ 衆議院の小選挙区の規模以下であれば、選挙区を設ける必要なし
- ・ 旧市内でも地域に必ず議員がいるわけではない。議員のいる地域といない地域で差ができるのは不公平である
- ・ 選挙区制を取り入れた場合、それが先例となり、今後の更なる合併がなされた場合も適用する恐れがあり、好ましくないではないか

② 選挙区制を設けるべきである

- ・ 市域の隅々に至るまで等しく配慮でき得る議会体制になるよう要望する
- ・ 広域化した豊田市全域から声を聞くことにより、民意を正確に反映できるから
- ・ そこの地域の人でなければ中身がわかりにくいと思うので、必要
- ・ 旧町村地域では、議員を通じなければ声を届けられないと思う。旧町村に選挙区を設置するのは必要
- ・ 合併後5年が経過したが、新市の一体化は道中程である。都市と農山村の共生のためには、選挙区は必要
- ・ 今しばらく現在のような選挙区制を望む。数の論理と費用対効果だけではなく、地域を活かす、発展させることを優先してほしい
- ・ 今回は、暫定的には必要である。しかし、次回からは1選挙区にすべき
- ・ 人口の少ない山間地域から議員が選出されないと、過疎化が進み、伝統も文化など全ての声が届かなくなり、一極集中の度合いがますます顕著になる
- ・ 人口が少なく、面積が広い地域には、特別な配慮が必要

《これからの市議会・議員に期待すること》

- ・ 二元代表制としての、市長への提言能力の向上
- ・ 行政執行に対する監視・評価をしっかりと進めてほしい
- ・ 議員、会派内で役割分担をして専門分野を決め、深堀し政策立案能力を高める
- ・ 開かれた議会、住民参加型の議会、地域密着型議員
- ・ 地域、市全体両方を常に目を向け、市政を考える議員であってほしい
- ・ 市民の声をより多く吸い上げ、調査し、今必要とするものを検討、議論してほしい
- ・ 合併により、広大な市域となった。市民の目線、地域の意見を理解することが必要
- ・ 自治区長、地域会議と市議会議員との役割分担の明確化を進めていくことが大事
- ・ 地域間格差を早急になくしてほしい
- ・ 議員活動のタイムリーな情報提供など、市民、区域民への広報活動を拡大してほしい
- ・ 全市一律の考えを旧合併町村にもあてはめようとはせず、旧合併町村の役割をどうするのか、違いを認めていくべきである
- ・ 議会活動、議員の活動について、もっと見える化を推進すべきである
- ・ 防犯に力を入れ、安心して住めるまちづくりをお願いします
- ・ 社会全体で未来を担う子どもたちを育てていくことが大事。子を持つ母親が働きやすい社会になるよう期待する
- ・ 地域に密着し、住民の望んでいる事をこまめに市行政に伝え、発展につなげてほしい
- ・ 地域のためではなく、豊田市全体の発展を考えて行動してほしい
- ・ 身近な議員の活躍はわかるが、そのほかの議員が何をしているか不明確なところがあるため、議員の役割が明確になればよいと思う
- ・ 地域ごとに課題、要望は違う。それぞれの立場で考えてほしい
- ・ 議員が住民と行政のパイプ役とするならば、旧町村においては合併によりそのパイプが細くなったように感じる
- ・ 旧町村地域の議員は、地域と一緒にになって地域の課題を模索している。将来を見据え、地域のことを考えるときには、その先頭に立つ議員が必ず必要
- ・ 愛のある、気持ちのある政治をしてほしい
- ・ 豊田市として、必要な議員は誰かということを見つけていかなければいけない
- ・ 豊田市に住みたいと思えるまちにしていかなくてはいけない
- ・ 政権も変わり、地方分権が進展する中、今までとルールが変わっていく過程で、議員も先例にとらわれず、チャレンジをしていただきたい
- ・ 市全体が活気があり、元気な都市で、安全安心な都市を目指して活動してほしい
- ・ 本会議場において、活発に質問ならびに意見を述べ、市の発展、市民の幸福のために協議すべきである。ひまわりネットワークで見る会議の様子はショーのように感じる
- ・ 全市一律の考え方を合併地域にもあてはめようとせず、合併地域の役割をどうするのか、違いを認めていくべき
- ・ 今後、人を大切にする市政、マンパワーにこそお金をかける市政をつくってほしい
- ・ 市政の運営は税金で行われていることを意識し、市民志向と、徹底的なコスト意識を持ってほしい
- ・ 弱者が安心して暮らせるような福祉・教育部門を充実したまちづくりをお願いします
- ・ 山間地域の過疎対策をがんばってほしい
- ・ 道路の整備（渋滞の緩和）と公共交通機関の充実〔特に電車（市電の創設等）〕
- ・ 税金が高い、何とか安くできないものか
- ・ 財政の健全化、行政のスリム化、箱物行政からの脱却
- ・ 自分の選挙基盤（地域や職域）への利益誘導が目的にならないようにしてほしい

3) 委員意見

(1) 委員会における委員発言

《議会や議員の責務・役割》

- ・ 議会の役割としては、「二元代表制の下、執行機関を監視し、政策を提言すること」と、「市政の最高意思決定機関として、団体意思を決定すること」である。
- ・ 議員の役割としては、「間接民主主義による住民意思の聴取と適正な形で議会へ反映、それに付随する活動を行うこと」と、「議会の構成員として、本会議・委員会での質疑・意思の表明、それに付随する活動を行うこと」である。
- ・ 議会・議員の役割は、大きく言うと「住民意思の反映」と「行政（執行機関）のチェック機関」の二つである。

《議員定数について》

① 46人とすべき

- ・ 議員の役割・責務を全うするには、愛知県内中核市と同等の取扱いと面積を勘案し、住民意思を十分反映できる46人が妥当。
　　豊田市…9,240人（人口：42万5千人、議員数46人）
　　豊橋市…9,425人（人口：37万7千人、議員数40人）
　　岡崎市…9,325人（人口：37万3千人、議員数40人）
- ・ 今回の定数議論は中山間地域との合併を抜きにしては論じられない。この地域は多面的機能を持つ農地・森林・河川の保全が最重要で、そのための住民意思の代弁者が必要。
- ・ 都市の降雨災害、飲料水及び環境・農業・工業用水などの確保のための森林整備、荒廃農地対策と維持促進及び環境対策は急務である。又、次回の選挙時点では合併後6年が経過するも都市部との共生は程遠い状況であり、そのためには、今まで以上に都市と農山村地域との連携を密にして、安全で安心できる生活が安定してできるように福祉の増進を図らなければならない。
- ・ 議員一人ひとりがきめ細かく、全市的に活動する範囲には限度がある。広大な面積を有する本市では、一定の地域を単位として意識しなければならない。
- ・ 職域のうちの住民意思の反映も重要である。
- ・ 民意の反映のパイプは太いほうが良いし、行政をチェックする力は大きいほうが良い。多くの目、多くの意見が必要。
- ・ 二元代表制を遂行していくうえでも、両者の均衡が大事であり、議員数は多いほうがよい。
- ・ 定数を決めるうえで合理的で客観的なものさしは、残念ながらないと思われる。あるとしたら、本市の人口規模に対する法定上限数の46人である。
- ・ 予算に対する議決権がなく、無報酬で活動している地域会議が今後進化していくても、その延長線上では、現状において、議員の代替にはなりえない。

- ・周辺の都市の状況や、社会情勢を考えるべきであるが、合併を繰り返し広大な市域になってきた本市の成り立ち・歴史は周辺の他市に比べ特殊である。広大な市域に配慮したうえで、判断しなければならない。
- ・平成14年に議員定数を検討した際、今後の合併を見据えて決めたのではなく、合併後に決めればよいと判断したのである。
- ・合併により118名の議員を定数特例により、47人に削減したのである。その47人が新豊田市として必要な議員数として判断されたものと考える。
- ・有能で前途のある、思いのある市民が市議会議員になってみようとチャレンジできる状況にするには、議員定数は多くあるべきである。
- ・議会として目指すべきは、住民福祉の向上である。公助がだんだん難しくなってきており、自助や互助が働けるようなまちづくりを目指すことが究極の行財政改革である。そんな中、地域の声を減らすのはいかがなものか。
- ・二元代表制における執行機関のチェックはまだまだ不十分であり、地方分権が進む中、やらなければいけないことが多い中、議員数を減らすことが正しいとは思えない。

② 40人とすべき

- ・将来を見据えて議会改革と行財政改革を断行するため、少数精銳で質の高いより効率的な議会を目指すべき。
- ・本市はこれまで人口増加があった場合も議員定数を据え置き、常に効率的な議会運営に努めてきており、その考えを今回も大切にすべき。
- ・行財政改革を行政側に求めているが、今後もより一層進めるにあたって、議会自らがその範を示すことが重要。
- ・常任委員会の通年開催など、常任委員会をより活性化させ、常任委員会中心主義にシフトしていくべきと考える。本市が直面する課題をタイムリーに本音で議論する委員会にすべきであり、また合議体の理想人数は7人±1名と言われており、構成人数を見直すべきと考える。
- ・合併地域の人たちの不安解消にあたっては、地域自治システムの育成、支援を行うべきである。また、その地域課題については特別委員会等を設置し、全市的な課題として取り組むなど、議会として工夫するべきである。

《選挙区制について》

① 全市を一選挙区とし、選挙区制を設けるべきでない

- ・合併を繰り返して今の姿となったその成り立ちから考えると、今回の合併地域のみを別選挙とすれば、市全体のバランスが崩れる。
- ・合併協議における議員定数に関する小委員会においては、定数特例の適用は合併地域の不安解消と新市としての一体化するための経過措置という位置づけであったはずである。

- ・ 旧町村地域からいまだあがる不安の声の解消については、全議員が合併地域の問題に真摯に取り組むことと、出張議会などの機能強化で対応することが本質的な解決につながると考える。
- ・ 合併協定内容が確実に遂行されているかどうかを議会として確認、チェックできる機能として、特別委員会の設置などで解消できるのではないか。
- ・ 何のために合併したのか、選挙区を設けることは合併が不成功であったことを表明するようなもの。
- ・ 旧豊田市の人人が合併地域の候補者に投票できなかつたり、逆に合併地域の人人が旧市内の候補者に投票できないことになるのは、いかがなものか。一体化すべき。

② 選挙区制を設けるべきである

- ・ 議会は、議会制民主主義の下に住民の代表機能という観点から、各種組織団体や地域からあまねく選出された議員で構成され、民意を公平に市政に反映しなければならない。
- ・ 本市はこれまで市町村合併を繰り返し、今日の地位や市域を築いており、その中で各々が固有に特性をもっている地域である。その地域事情から地域事情に精通する議員がいなくなることは、その地域の住民にとって事のほか、不安を感じる。
- ・ 本市の矢作川水系の上流域に位置する農山村地域の全てが多面的な機能を有しており、日常的に広大な森林や農地など、そこから供給される水や空気を守る責務を負っている。これらの維持管理について、将来の継承を模索する中で声を伝える議員がいなくなることは、今後の環境保全において多大な影響が懸念される。
- ・ 議員は、単に人口のみで判断することなく、面積や地域特性など多様なニーズや意思を反映させることにおいて決めることが必要である。
- ・ 市町村合併におけるまちづくりの基本理念でもある「都市内分権」「都市と農山村の共生」により市域の振興及び都市内分権の確立にはまだ到達しておらず、まだしばらくは時間を必要とする。地域自治システムの構築途上である時期に、市民の代弁者である議員がいなくなることは、市域の一体的な発展の妨げになる。
- ・ 「都市と農山村の共生」という、都市と山間部での生活の違いを認め、自分の生活を大事にし、お互いを大切に認め合う合併の考え方からも、選挙区制を行うべきである。

5 調査研究結果

(1) 議員定数及び選挙区

議員定数は46人とし、全市1選挙区とする

議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関を監視する機能を担っている。

地方分権の進展では、地方公共団体の処理する事務の増大と条例による事務処理範囲の拡大など、地方公共団体の責任領域拡大が考えられるが、二元代表制の一翼を担う議会としても、その拡大に対応すべく議会機能の更なる充実・強化が不可欠となる。

先行きの見えない厳しい経済状況の下では行財政改革のさらなる実施が必要であり、議会には、より効果的な議会運営が求められる。市民に開かれた存在感の示せる議会を目指して、議会の議論を分かりやすく市民に示す機会を設けることや、より厳しい行政の監視体制を敷くなど、議会改革も引き続いて実施していくなければならない。

平成17年4月1日の7市町村の合併は、本市にとって大きな転換点であり、それは議会においても同様である。森林が約7割を占める農山村部の保全、とりわけ多面的な機能を持つ農地・森林・河川の保全が重要事項としてクローズアップされてきた。

合併時の基本理念である『都市と農山村の共生』に向けて、様々な地域課題を解決していくには、少しでも民意の反映が汲み取れる議員数が必要である。

一方、合併の理念である「豊田市は一つ」との考え方から、範囲に捉われない選挙方法についても考慮すべきである。更に、教育・福祉施策の向上、都市基盤整備の充実など全市的なまちづくりも、しっかりと進める必要がある。

上記認識に基づき、議員定数については本市の地勢、人口、社会情勢、市民意識等を勘案し、『定数46人、全市1選挙区』が望ましいものと判断する。

確認事項

適正な議員数については、今後も、地方自治法の改正やその時代、その時々の社会情勢を十分勘案し判断すべきである。

本特別委員会としては、今後の改選時に合わせて特別委員会等を設置するなどして見直しを行う必要があることを確認した。

【判断根拠】

① 市議会の役割・責務【豊田市議会基本条例(平成21年5月制定)より】

議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものである。

また、市政は二元代表制のもと、住民福祉の向上という目的を果たすため、行政と議会の双方により進められている。議会は、市長その他の執行機関との立場及び機能の違いを踏まえながら、以下の役割・責務を果たす必要がある。

- ・ 市政に対する市民の意思を反映すること
- ・ 市の基本的な政策決定や市長の事務の執行を監視したり評価すること
- ・ 市長から提出された議案を審議したり、審査すること
- ・ 政策を立案したり、政策を提言すること
- ・ 市の課題に対する調査活動を行うこと
- ・ 議会を活性化したり、情報公開を積極的に推進すること

② 市議会議員の役割・責務【豊田市議会基本条例(平成21年5月制定)より】

- ・ 市政全般の課題や市民の多様な意思を的確に把握すること
- ・ 日常の調査や研究活動を通じ、自らの資質を向上すること
- ・ 議会での活動を、市民へ説明すること

③ 議会運営からの観点

- ・ 将来にわたり議会改革と行財政改革を断行するめ、質の高いより効率的な議会運営が望まれる。
- ・ 議会運営は、常任委員会運営を中心であることから、委員会審査に必要な議員数の視点も必要となる。

④ 社会情勢

- ・ 地方分権の進展により、地方の権限が拡大する中で、議会及び議員の役割は今後一層拡大し、重要となる。
- ・ 厳しい経済情勢の中で、限られた経営資源（人、もの、金）を効率的かつ重点的に配分する必要があり、議会においても、本市の将来を見据えた、より高度な政治的判断が必要とされる。
- ・ 地方自治法に定められている議員の上限数については、第29次地方制度調査会が地方の自主性に委ねるとして、撤廃の答申を提出している。

⑤ 合併後のまちづくり

- ・合併を繰り返し広大な市域になってきた本市の成り立ち、歴史は周辺の他市に比べ特殊であり、早期に新市の一体感を醸成することが、全市的なまちづくりに繋がる。
- ・合併地域に限らず、面積は広いが人口は少ない地域からも幅広く地域課題等を集約し、市政に反映させる方法としては、選挙区を設けるのではなくむしろ定数に視点をおくべきである。
- ・市町村合併におけるまちづくりの基本理念として「都市内分権」「都市と農山村の共生」を掲げているが、合併後4年を経過する現時点では途半ばであり、まだしばらくの時間を要する。きめ細かな意見を集約するため、行政と市民とのパイプとなる議員が必要である。
- ・合併地域では多面的機能を持つ農地・森林・河川の保全が最重要課題であり、過疎化がさらに進む中、現状及び課題を的確に把握しなければならない。合併地域からいまだ不安の声もあることから、全議員が合併地域の問題に真摯に取組む必要がある。

⑥ 人口・面積・予算（中核市比較）

- ・人口及び面積を、中核市の平均と比べると、議員一人あたりの人口は若干少ないものの、面積は約2倍である。人口だけでなく、面積の広さも考慮して考える必要がある。

議員一人あたりの人口 : 9, 243 人 〔中核市平均:9, 884 人、岡崎市:9, 331 人、豊橋市:9, 442 人〕 議員一人あたりの面積 : 22. 96 km ² 〔中核市平均:11. 07 km ² 、岡崎市 : 9. 68 km ² 、豊橋市 : 6. 53 km ² 〕

- ・議員一人あたりの予算規模（一般会計額／議員数）は3, 576百万円であり、41中核市で11番目に大きい額である。

【岡崎市 : 2, 757百万円、豊橋市 : 2, 672百万円】

審議する予算規模を他の中核市の状況から判断した場合、議員への負荷は大きい状況にある。
- ・本市の一般会計に占める議会費の割合は、合併特例による47人の議員で実施している現状においても0. 49%と、中核市41市の中で7番目に低い割合であり、議会費の増減による一般会計に与える負荷は少ない状況にある。

6 おわりに

平成17年4月1日、周辺の4町2村と合併し、面積では県内最大、人口では40万人を超える名古屋市に次ぐ県内第2位の新たな「豊田市」が誕生した。

1市4町2村で118名いた議員を、市町村の合併の特例に関する法律の定数特例により47名の議員に削減し、市政における最高の意思決定機関として、市政への市民意思の反映、行政（執行機関）のチェック機関という役割を果たしてきた。

この合併特例も平成23年4月に行われる予定の次回一般選挙では、適用されない。合併後のまちづくりの状況から様々な地域課題も出されている。そこで、新豊田市における適正な議員定数を調査研究するため、本年6月市議会定例会において、本特別委員会が設置された。

検討にあたっては、議員の役割と責務を今一度検証し、適正な議員数について検討を行ってきた。市民との意見交換を目的に、豊田市議会としては初めての試みである「議員定数に関するシンポジウム」を9月に開催し、専門家の基調講演に引き続き、市民による意見交換を行うことができた。また、市内の各種団体へ出向き、意見交換を行うことにより、切実な声を拝聴することができた。加えて、10月の市議会だよりで市民意見を募集したところ、500件を超える多くの声をいただいた。

これら市民の声に耳を傾け、委員が意見を出し合い、最終的には話し合いにより、結論を導き出すことができた。議論の過程では、選挙区制の導入も視野に入れた幅広い検討が行われ、最後の結論に至るにあたっては、想定以上に会議が開催されるなど、意義深い委員会であった。ここに至るまで、多くの皆様のご支援、ご協力をいただいたことに感謝申し上げたい。

安心・安全への意識の高まり、地方分権の進展する中、議会の役割はますます大きくなっている。議会・議員に期待することとして、市民の皆様からいただいた多くのご意見を踏まえ、市政に対する市民のパイプ役として、今後、より一層市民の負託にこたえていかなければいけない。市民に開かれた議会となるよう、見える化を推進するなど、更なる行財政改革に向けてより厳しく行政を監視するとともに、引き続き議会改革を実施していくなければならないと意を強くした。

< 添付資料 >

I 議員定数に関する法令と合併時の取決め

1) 地方自治法からみる議員定数の上限

市町村議会の議員定数は条例によって定めることとされているが、無制限にその人数を決めるることはできない。すなわち、地方自治法において、次に掲げる表のとおり、人口段階別に議員定数の上限が定められており、この上限を超えて議員定数を決める事はできないものとされている。

つまり、地方自治法で定められた上限の範囲内で、各団体において適当であると考えられる定数を条例で定めることとなる。

なお、地方自治法に定める人口区分の上限を超えない範囲で、条例により定めた議員定数は、次の一般選挙まで変更することができない。ちなみに、一般選挙とは①任期満了、②議会の解散、③議員の総辞職に伴い行われる選挙をいう。

● 人口段階別による定数の上限【地方自治法第91条】

人口段階	上限定数
人口2千未満の町村	12人
人口2千以上5千未満の町村	14人
人口5千以上1万未満の町村	18人
人口1万以上2万未満の町村	22人
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
人口5万以上10万未満の市	30人
人口10万以上20万未満の市	34人
人口20万以上30万未満の市	38人
人口30万以上50万未満の市	46人
人口50万以上90万未満の市	56人
人口90万以上の市…人口50万を超えた数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては96人）	96人

上記の表から、豊田市の人口は412,141人（平成17年国勢調査）であり、本市の法定上限数は46人となる。

※ 議員定数算定の基礎となる人口は、地方自治法第254条の規定により、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な調査の結果による人口となる。

2) 豊田市の議員定数

議員定数については、地方自治法において、その人口規模により定数が定められていたが、平成11年の地方自治法の一部改正により、平成15年1月1日からは法定定数制度が廃止され、条例で議員定数を定めることとされた。

豊田市においても、昭和50年の国勢調査により、法定定数が44人となったが、社会的・経済的情勢に適応した議員定数の適正化を図る目的で、豊田市議会議員の議員の定数を減少する条例〔昭和53年条例第39号〕を制定し、40人とした。また、地方自治法の一部改正に際しては、豊田市議会議員定数条例（平成14年条例第36号）を制定したので、**現在の豊田市議会議員定数条例における議員定数は40人**である。

○豊田市議会議員定数条例

平成14年9月30日

条例第36号

豊田市議会の議員の定数は、40人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
(豊田市議会の議員の定数を減少する条例の廃止)
- 2 豊田市議会の議員の定数を減少する条例(昭和53年条例第39号)は、廃止する。

●国勢調査人口と法定数（選挙時の定数と一致しない場合あり）

	国勢調査 人口	法定数 (法定上限数)	条例定数
昭和45年	197,193人	40人	40人
昭和50年	248,774人	44人	40人
昭和55年	281,608人	48人	40人
昭和60年	308,111人	48人	40人
平成2年	332,336人	48人	40人
平成7年	341,079人	48人	40人
平成12年	351,101人	48人	40人
平成17年	412,141人	46人	40人

○各町村の法定上限数と条例定数

	藤岡町	小原村	足助町	下山村	旭町	稻武町
法定上限数	22	14	18	18	14	14
条例定数	16	12	16	12	12	10
議員任期	H19.4	H19.4	H19.4	H19.4	H17.5	H19.4

3) 合併特例による定数

市町村の自主的な合併を促進するため、激変緩和的な措置として、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づき、合併後の市町村議会議員の定数や在任期間に係る特例措置が設けられている。

新設合併と編入合併という合併の方法により、この特例措置の取扱いが異なってくる。豊田加茂地域の合併方式である編入合併の場合、定数特例と在任特例の措置を選択することが可能となる。豊田市は定数特例を選択し、その際の議会の議員の定数及び任期の取扱いは、以下のとおりとなった。

合併協定書からの抜粋

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下、「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、豊田市の議会議員の残任期間（平成19年4月29日まで）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（平成19年4月30日から平成23年4月29日まで）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

(2) 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

つまり、合併後の豊田市は、合併特例により47人とできるが、平成23年4月30日以降においては、法定上限数の46人以内において、条例で定数を定める必要がある。何もしなければ、合併前に制定した豊田市議会議員定数条例による40人となる。

4) 選挙区について

合併による場合は、合併特例法第6条第3項の規定により、合併した旧の町村ごとに、選挙区を設けて同特例法で認められた方法により算出した定数で、選挙を行うことが認められ、豊田市においても藤岡で2人、小原、足助、下山、旭、稻武で各1人の定数で、平成19年の選挙が行われた。

合併特例法の適用が終了する平成23年4月の選挙においては、原則どおり一選挙区となる（公職選挙法）のが通常である。ただ、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができると規定されている。その場合、行政区画や衆議院の選挙区、地勢や交通事情等を総合的に判断することが求められており、議員の数は人口に比例して条例で定めなければならないとされている。

なお、豊田市と同様に周辺の町村と合併した富山市においては、市域が広大等の理由により2選挙区（旧富山市と合併町村）にした例がある。

《公職選挙法》

(選挙の単位)

第十二条

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地期間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関して必要な事項は、政令で定める。

《参考》（合併時の議員定数の資料【H15.11.27】）

豊田加茂地域の合併は、7市町村による新市将来ビジョンや豊田市のパブリックコメント制度による意見聴取、また、豊田加茂合併協議会設置における7首長による確認書等から豊田市への編入合併となります。

これにより、合併時の議員定数については、以下の5つのパターンの中から選択することができますが、行財政改革の必要性や地域住民の財政的な負担増を懸念する意見等を十分考慮して検討していく必要があります。

	合併時の 議員数	H19.4 選挙 の議員数	H23.4 選挙 の議員数
(1)合併特例法に基づかない場合	40	46以下	46以下
(2)定数特例（合併時のみ）を選択する場合	47	46以下	46以下
(3)定数特例（合併時）+定数特例を選択する場合	47	47	46以下
(4)在任特例（合併時のみ）を選択する場合	118	46以下	46以下
(5)在任特例（合併時）+定数特例を選択する場合	118	47	46以下

○各市町村の議員数

	豊田市	藤岡町	小原村	足助町	下山村	旭町	稻武町	合計
人口	351,101	18,005	4,302	9,852	5,349	3,504	3,111	395,224
現在議員数	40	16	12	16	12	12	10	118
定数特例の 各選挙区定数	40	2	1	1	1	1	1	47

計算に用いる人口は平成12年国勢調査人口

※ 定数特例時の選挙区定数の計算方法

$$(旧豊田市定数) \times (旧町村人口 / 旧豊田市人口) = 選挙区定数$$

旧藤岡町選挙区	$40 \times (18,005 / 351,101) = 2.05 \rightarrow 2$
旧小原村選挙区	$40 \times (4,302 / 351,101) = 0.49 \rightarrow 1$
旧足助町選挙区	$40 \times (9,852 / 351,101) = 1.12 \rightarrow 1$
旧下山村選挙区	$40 \times (5,349 / 351,101) = 0.61 \rightarrow 1$
旧旭町選挙区	$40 \times (3,504 / 351,101) = 0.40 \rightarrow 1$
旧稻武町選挙区	$40 \times (3,111 / 351,101) = 0.35 \rightarrow 1$

● 合併協議における「議員の定数等に関する小委員会資料」

報告事項（1）
第5回議員の定数等に
関する小委員会資料

第4回議員の定数等に関する小委員会 概要報告

16.4.21

審議結果

合併時の議員定数は定数特例を適用し47名とすることが大筋で合意したが、任期については定数特例に関する適用回数の2パターンについて意見が分かれた。委員としては「パターン3（定数特例2回適用）」が適切であるという意見が多い結果となった。

また、合併時の議員の報酬については豊田市の制度に統一するという結果となった。

以上の結果について、今後幹事会並びに合併協議会へ方針（案）として提案していく。

会議概要

報告事項1件について事務局から概要を説明し、協議事項1件「合併時の議員定数、任期及び報酬について」について、これまで出された意見を踏まえ合併特例法に基づく定数特例を中心に入意見交換を行った。

審議経過

協議第1号「合併時の議員定数、任期及び報酬について」

【パターン2（定数特例1回適用）に関する意見】

- 行財政改革の必要性と新市全体の選挙を早期に実現し、旧町村地域から定数特例で算出された定数以上の議員を選出することも望まれることが議会としてまとめられた意見である。
- 議会の中ではパターン2を望む声が多く、今回の合併が厳しい地方の状況を踏まえた改革の合併であり、新市で一体的なまちづくりを早期に実現すべきであるため、議員の選出についても定数特例による地域選出期間はなるべく短い方がよい。
- 合併の機運が盛り上がっているうちに、また周りの状況等が変わらないうちに新市として目指すべき姿へ進んでいくことが大切であり、新市の議員は新市全体をとらえて活動していくはずなので、定数特例を適用しなくとも一体的なまちづくりを実現していくことができると思われる。
- 一体的なまちづくりの実現については、定数特例を1回適用しても2回適用しても大きな違いはなく、真剣に取り組めばまとまるはずである。また、各地域の課題等は地域自治組織でフォローされていけばよいと考えられる。
- この合併のねらいは行財政改革であり、都市内分権検討小委員会で新しい行政手法のあり方も検討されていることから、一体的なまちづくりを早期に実現していくべきである。よって、特例を適用しないことが激変過ぎるのであれば1回の適用が望ましい。
- 今回の合併の目的である行財政改革の意義をふまえ、一体的な新しい郷土づくりの情熱があるならば経過措置期間は重要ではない。合併後は地域自治組織のあり方が大きなポイントとなっていくため、議員という立場を外れても民意を吸い上げるパイプ役としてサポートしていただきたい。いずれにしても、現市議会議員の受け入れ態勢にもかかっているが、新市として一体となる努力が必要と考える。

【パターン3（定数特例2回適用）に関する意見】

- 今後、全市での選挙になったときに旧町村地域から議員を選出することができるかという不安解消と、都市内分権について地域住民に対してフォローし新市として一体となっていくためには旧町村地域に6年間は議員が必要であることが議会としてまとめられた意見である。
- 議会としては、その他2つの小委員会の動向を見ながらもう少し考えてきたいが、行財政改革の必要性からパターン3が望ましいとの意見がまとめられた。
- 新市で一体的なまちづくりを早期に実現すべきであるが、地域の民意を一定期間確実に汲み取ることが重要であることが議会としてまとめられた意見である。
- 議会としては、今回の合併において行財政改革が基本と認識する中で、その1つが議員定数に関することと捉えているが、地域の安定及び発展のため議員が一定期間地域と行政のパイプ役としての役割を果たすことが大切であるとの意見がまとめられた。
- 議会としては、合併後も市議会議員として役割を果たしたいという意見、また、今後全市での選挙になったときに旧町村地域から議員を選出することができるかという不安があるが、今回の合併の意義を捉えパターン3が望ましいとの意見がまとめられた。
- 地域住民の不安解消のため緩やかな移行期間が必要であり、地域の安定を図るため地域の代表を一定期間（6年間）確実に選出することが重要である。
- 一体的なまちづくりを早期に実現していくことは大切だが、特に高齢者の割合が多い山村地域においては、都市内分権の「激変緩和期間は概ね5年間」といった観点からも、新市へのスムーズな移行のためにはパターン3が望ましい。

【報酬に関する意見】

- 数名の委員から豊田市の条件に統一することが望ましいとの意見が出された。

【その他】

- 定数特例におけるパターンの選考については基本的に前回と同様であったが、パターン2の意見の中にはパターン3を容認する意見もあった。
- 町村の選出議員が少なくなることによる地域の不安の意見については、委員長から都市内分権検討小委員会へ検討してもらうよう申し添えることとした。
- 報酬については、定数特例を採用し総額が抑えられることと、現市議会議員と同等の役割を担うことから豊田市の条件に統一するという方針（案）となった。

市町村の合併の特例に関する法律（議員定数関係抜粋）

昭和40年法律第6号

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかるわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかるわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができます。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかるわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」

とする。

- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができます。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(以下 略)

II 中核市市議会の議員定数に関する資料

●中核市議会 議員定数

平成21年6月調査

	面積(km ²)	人口 (推計人口平成21年5月1日)	議員定数(人)				任期
			法定 上限数	合併特例適用状況	現員数	条例定数	
1 函館市	677.80	285,124 5月末住基	38	16.12.1合併、定数特例適用中	37	34	平成23年5月
2 旭川市	747.60	354,618 5月末住基	46	-	36	36	平成23年5月
3 青森市	824.52	302,503	46	17.4.1合併、在任特例終了	40	41	平成22年11月
4 盛岡市	886.47	298,266	46	18.1.10合併、在任特例終了	42	42	平成23年5月
5 秋田市	905.67	326,000	46	17.1.1合併、定数特例適用終了	42	42	平成23年5月
6 郡山市	757.06	338,552	46	-	40	40	平成23年4月
7 いわき市	1,231.34	346,148	46	-	40	40	平成24年9月
8 宇都宮市	416.84	509,663	56	-	48	50	平成23年4月
9 前橋市	241.22	338,799 6月1日推計	46	21.5.5合併、定数特例適用中	43	40	平成25年2月
10 川越市	109.16	339,352	46	-	40	40	平成23年5月
11 船橋市	85.64	597,236	56	-	50	50	平成23年4月
12 柏市	114.90	369,056	46	17.3.28合併、在任特例終了 定数特例適用中	40	36	平成23年8月
13 横須賀市	100.68	421,056	46	-	43	43	平成23年5月
14 相模原市	328.84	711,459	56	19.3.11合併、定数特例適用中	52	46	平成23年4月
15 富山市	1,241.85	420,382	46	17.4.1合併、2選挙区制	42	42	平成25年4月
16 金沢市	467.77	457,035	46	-	40	40	平成23年5月
17 長野市	730.83	376,872	46	17.1.1合併、定数特例終了	38	39	平成23年9月
18 岐阜市	202.89	411,345	46	18.1.1合併、議員定数特例改正	44	44	平成23年5月
19 豊橋市	261.35	377,680	46	-	40	40	平成23年4月
20 岡崎市	387.24	373,274	46	18.1.1合併、定数特例終了	40	40	平成24年10月
21 豊田市	918.47	425,195	46	17.4.1合併、定数特例適用中	47	40	平成23年4月
22 大津市	464.10	332,062	46	18.3.20合併、定数特例終了	40	40	平成23年4月
23 高槻市	105.31	353,806	46	-	35	36	平成23年4月
24 東大阪市	61.81	505,853	56	-	46	46	平成23年9月
25 姫路市	534.43	536,053	56	18.3.27合併、定数特例適用中	49	43	平成23年4月
26 尼崎市	49.81	462,294	46	-	44	45 ※21年3月条例改正 44へ6月7日選挙	平成25年6月
27 西宮市	100.18	480,021	46	-	43	45	平成23年6月
28 奈良市	276.84	365,805	46	17.4.1合併、定数特例適用中	42	44 ※20年12月条例改正 39へ7月12日選挙	平成21年7月
29 和歌山市	210.25	370,086	46	-	39	40	平成23年5月
30 倉敷市	354.71	473,139 4月1日推計	46	17.8.1合併、定数特例終了	43	43	平成25年1月
31 福山市	518.07	464,418 6月1日住基	46	18.3.1合併、定数特例終了	46	46	平成24年4月
32 下関市	716.06	282,615	38	17.2.13合併、在任特例終了	38	38	平成23年2月
33 高松市	375.11	418,397	46	18.1.10合併、定数特例適用中	51	40	平成23年5月
34 松山市	429.03	515,311	56	17.1.1合併 定数特例終了	45	45	平成22年5月
35 高知市	309.22	340,870 6月1日住基	46	17.1.1合併 定数特例適用中	44	40	平成23年5月
36 久留米市	229.84	304,239	46	17.2.5合併 在任特例終了	42	42	平成23年5月
37 長崎市	406.40	444,582	46	18.1.4合併 定数特例適用中	51	40	平成23年5月
38 熊本市	286.67	679,128	56	20.10.6合併 定数特例適用中	49	48	平成23年4月
39 大分市	501.28	469,781	46	17.1.1合併 定数特例終了	46	46	平成25年3月
40 宮崎市	596.80	369,186	46	18.1.1合併 在任特例終了 22.3.23合併予定 在任特例	46	46	平成23年4月
41 鹿児島市	547.06	604,604	56	16.1.1合併 定数特例終了	50	50	平成24年4月

●中核市議会 議員一人当たり面積比較

平成21年6月調査

	面積(km ²)	人口(人)	議員定数(人)		議員一人当り面積(km ²)	
			上限数	条例定数	上限数	条例定数
1 尼崎市	49.81	462,294	46	44	1.08	1.13
2 東大阪市	61.81	505,853	56	46	1.10	1.34
3 船橋市	85.64	597,236	56	50	1.53	1.71
4 西宮市	100.18	480,021	46	45	2.18	2.23
5 横須賀市	100.68	421,056	46	43	2.19	2.34
6 高槻市	105.31	353,806	46	36	2.29	2.93
7 川越市	109.16	339,352	46	40	2.37	2.73
8 柏市	114.90	369,056	46	36	2.50	3.19
9 岐阜市	202.89	411,345	46	44	4.41	4.61
10 和歌山市	210.25	370,086	46	40	4.57	5.26
11 久留米市	229.84	304,239	46	42	5.00	5.47
12 熊本市	286.67	679,128	56	48	5.12	5.97
13 前橋市	241.22	338,799	46	40	5.24	6.03
14 豊橋市	261.35	377,680	46	40	5.68	6.53
15 相模原市	328.84	711,459	56	46	5.87	7.15
16 奈良市	276.84	365,805	46	39	6.02	7.10
17 高知市	309.22	340,870	46	40	6.72	7.73
18 宇都宮市	416.84	509,663	56	50	7.44	8.34
19 松山市	429.03	515,311	56	45	7.66	9.53
20 倉敷市	354.71	473,139	46	43	7.71	8.25
21 高松市	375.11	418,397	46	40	8.15	9.38
22 岡崎市	387.24	373,274	46	40	8.42	9.68
23 長崎市	406.40	444,582	46	40	8.83	10.16
24 姫路市	534.43	536,053	56	43	9.54	12.43
25 鹿児島市	547.06	604,604	56	50	9.77	10.94
26 大津市	464.10	332,062	46	40	10.09	11.60
27 金沢市	467.77	457,035	46	40	10.17	11.69
28 大分市	501.28	469,781	46	46	10.90	10.90
29 福山市	518.07	464,418	46	46	11.26	11.26
30 宮崎市	596.80	369,186	46	46	12.97	12.97
31 長野市	730.83	376,872	46	39	15.89	18.74
32 旭川市	747.60	354,618	46	36	16.25	20.77
33 郡山市	757.06	338,552	46	40	16.46	18.93
34 函館市	677.80	285,124	38	34	17.84	19.94
35 青森市	824.52	302,503	46	41	17.92	20.11
36 下関市	716.06	282,615	38	38	18.84	18.84
37 盛岡市	886.47	298,266	46	42	19.27	21.11
38 秋田市	905.67	326,000	46	42	19.69	21.56
39 豊田市	918.47	425,195	46	40	19.97	22.96
40 いわき市	1,231.34	346,148	46	40	26.77	30.78
41 富山市	1,241.85	420,382	46	42	27.00	29.57

●中核市議会 議員一人当たり人口比較

平成21年6月調査

	面積(km ²)	人口(人)	議員定数(人)		議員一人当たり人口(人)	
			法定 上限数	条例 定数	法定 上限数	条例 定数
1 盛岡市	886.47	298,266	46	42	6,484.04	7,101.57
2 青森市	824.52	302,503	46	41	6,576.15	7,378.12
3 久留米市	229.84	304,239	46	42	6,613.89	7,243.79
4 秋田市	905.67	326,000	46	42	7,086.96	7,761.90
5 大津市	464.10	332,062	46	40	7,218.74	8,301.55
6 郡山市	757.06	338,552	46	40	7,359.83	8,463.80
7 前橋市	241.22	338,799	46	40	7,365.20	8,469.98
8 川越市	109.16	339,352	46	40	7,377.22	8,483.80
9 高知市	309.22	340,870	46	40	7,410.22	8,521.75
10 下関市	716.06	282,615	38	38	7,437.24	7,437.24
11 函館市	677.80	285,124	38	34	7,503.26	8,386.00
12 いわき市	1,231.34	346,148	46	40	7,524.96	8,653.70
13 高槻市	105.31	353,806	46	36	7,691.43	9,827.94
14 旭川市	747.60	354,618	46	36	7,709.09	9,850.50
15 奈良市	276.84	365,805	46	39	7,952.28	9,379.62
16 柏市	114.90	369,056	46	36	8,022.96	10,251.56
17 宮崎市	596.80	369,186	46	46	8,025.78	8,025.78
18 和歌山市	210.25	370,086	46	40	8,045.35	9,252.15
19 岡崎市	387.24	373,274	46	40	8,114.65	9,331.85
20 長野市	730.83	376,872	46	39	8,192.87	9,663.38
21 豊橋市	261.35	377,680	46	40	8,210.43	9,442.00
22 岐阜市	202.89	411,345	46	44	8,942.28	9,348.75
23 東大阪市	61.81	505,853	56	46	9,033.09	10,996.80
24 高松市	375.11	418,397	46	40	9,095.59	10,459.93
25 宇都宮市	416.84	509,663	56	50	9,101.13	10,193.26
26 富山市	1,241.85	420,382	46	42	9,138.74	10,009.10
27 横須賀市	100.68	421,056	46	43	9,153.39	9,792.00
28 松山市	429.03	515,311	56	45	9,201.98	11,451.36
29 豊田市	918.47	425,195	46	40	9,243.37	10,629.88
30 姫路市	534.43	536,053	56	43	9,572.38	12,466.35
31 長崎市	406.40	444,582	46	40	9,664.83	11,114.55
32 金沢市	467.77	457,035	46	40	9,935.54	11,425.88
33 尼崎市	49.81	462,294	46	44	10,049.87	10,506.68
34 福山市	518.07	464,418	46	46	10,096.04	10,096.04
35 大分市	501.28	469,781	46	46	10,212.63	10,212.63
36 倉敷市	354.71	473,139	46	43	10,285.63	11,003.23
37 西宮市	100.18	480,021	46	45	10,435.24	10,667.13
38 船橋市	85.64	597,236	56	50	10,664.93	11,944.72
39 鹿児島市	547.06	604,604	56	50	10,796.50	12,092.08
40 熊本市	286.67	679,128	56	48	12,127.29	14,148.50
41 相模原市	328.84	711,459	56	46	12,704.63	15,466.50

●中核市議会 21年度当初予算比較

平成21年6月調査

	一般会計 (千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	合 計 (千円)	議会費 (千円)	議会費の構成比	
						対一般会計	対合 計
1 旭川市	144,310,000	72,604,065	43,683,421	260,597,486	459,523	0.32%	0.18%
2 函館市	124,824,000	79,320,883	41,883,559	246,028,442	450,842	0.36%	0.18%
3 尼崎市	184,420,502	196,477,383	39,732,299	420,630,184	794,983	0.43%	0.19%
4 熊本市	219,708,000	146,191,518	82,374,220	448,273,738	1,001,048	0.46%	0.22%
5 相模原市	207,400,000	123,369,000	—	330,769,000	984,939	0.47%	0.30%
6 長野市	134,930,000	60,899,600	54,111,000	249,940,600	657,400	0.49%	0.26%
7 豊田市	164,500,000	63,190,451	14,800,113	242,490,564	816,550	0.49%	0.34%
8 下関市	歳入29,157,264 歳出41,965,775	110,083,000	38,250,490	190,299,265	212,013	0.50%	0.11%
9 姫路市	205,500,000	123,332,784	22,029,666	350,862,450	1,040,622	0.51%	0.30%
10 長崎市	196,900,000	102,345,054	65,786,267	365,031,321	998,635	0.51%	0.27%
11 鹿児島市	204,506,000	100,802,000	59,105,000	364,413,000	1,055,394	0.52%	0.29%
12 富山市	148,701,311	120,100,434	52,546,107	321,347,852	781,544	0.53%	0.24%
13 高知市	131,200,000	98,913,700	11,338,000	241,451,700	698,118	0.53%	0.29%
14 福山市	159,432,000	114,597,856	31,963,339	305,993,195	858,187	0.54%	0.28%
15 前橋市	119,488,043	71,805,258	23,158,610	214,451,911	652,248	0.55%	0.30%
16 松山市	150,800,000	151,208,540	40,554,110	342,562,650	829,399	0.55%	0.24%
17 宇都宮市	169,750,000	95,731,470	40,601,046	306,082,516	936,978	0.55%	0.31%
18 西宮市	158,354,977	69,500,760	42,263,983	270,119,720	874,651	0.55%	0.32%
19 金沢市	153,090,000	82,156,474	65,949,789	301,196,263	849,858	0.56%	0.28%
20 東大阪市	173,302,470	104,433,871	61,564,403	339,300,744	966,773	0.56%	0.28%
21 宮崎市	130,520,000	92,711,000	41,609,000	264,840,000	747,216	0.57%	0.28%
22 船橋市	150,800,000	118,602,000	16,322,000	285,724,000	872,900	0.58%	0.31%
23 倉敷市	148,446,629	107,460,266	40,310,384	296,217,279	873,030	0.59%	0.29%
24 久留米市	116,310,000	96,788,000	7,965,000	221,063,000	685,678	0.59%	0.31%
25 いわき市	113,795,371	97,133,417	38,259,789	249,188,577	679,715	0.60%	0.27%
26 大分市	154,321,000	92,812,000	23,549,000	270,682,000	924,956	0.60%	0.34%
27 奈良市	123,600,000	72,513,700	23,208,400	219,322,100	718,184	0.60%	0.33%
28 柏市	110,750,000	71,946,000	16,330,000	199,026,000	668,201	0.60%	0.34%
29 高松市	137,776,000	107,545,601	20,615,270	265,936,871	835,919	0.61%	0.31%
30 豊橋市	106,870,000	68,522,000	48,053,000	223,445,000	653,646	0.61%	0.29%
31 岡崎市	110,290,000	81,935,703	31,169,797	223,395,500	682,860	0.62%	0.31%
32 和歌山市	130,062,247	126,746,954	17,522,044	274,331,245	817,039	0.63%	0.30%
33 秋田市	112,710,000	57,475,974	42,891,602	213,077,576	714,742	0.63%	0.34%
34 岐阜市	139,469,021	93,760,424	45,201,413	278,430,858	896,998	0.64%	0.32%
35 大津市	94,294,000	88,696,558	46,271,934	229,262,492	614,043	0.65%	0.27%
36 横須賀市	132,060,000	92,428,000	56,063,000	280,551,000	869,088	0.66%	0.31%
37 高槻市	97,498,093	79,339,560	13,606,653	190,444,306	652,934	0.67%	0.34%
38 青森市	108,114,063	88,572,760	27,729,505	224,416,328	724,787	0.67%	0.32%
39 川越市	102,320,000	50,232,833	18,145,366	170,698,199	686,612	0.67%	0.40%
40 盛岡市	95,765,000	44,551,709	30,734,286	171,050,995	648,731	0.68%	0.38%
41 郡山市	90,100,000	53,088,518	33,678,714	176,867,232	689,308	0.77%	0.39%